

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和元年6月28日
【計算期間】 第5期中（自平成30年10月1日至平成31年3月31日）
【ファンド名】 日興ワールド・トラスト・ワールド・ハイブリッド・セキュリティー
ズ・ファンド
(Nikko World Trust - World Hybrid Securities Fund)
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 辰野 温
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォ
ン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegart von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 塚田 智宏
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、平成31年3月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

1【ファンドの運用状況】

日興ワールド・トラスト（Nikko World Trust）（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（Nikko World Trust - World Hybrid Securities Fund）（以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（1）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

本表は、全クラスの資産を合計して表示したものである。

（2019年4月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
債券	フランス	901,225,440	24.38
	スイス	491,329,131	13.29
	イギリス	354,266,971	9.58
	オランダ	240,728,440	6.51
	米国	220,943,894	5.98
	スペイン	184,771,161	5.00
	イタリア	91,712,704	2.48
	オーストリア	46,804,575	1.27
	ベルギー	46,374,074	1.25
	ドイツ	28,337,140	0.77
	アイルランド	26,356,704	0.71
	フィンランド	21,968,335	0.59
	小計	2,654,818,569	71.82
ミディアムタームノート	イタリア	207,722,465	5.62
	フランス	202,187,309	5.47
	イギリス	196,311,299	5.31
	フィンランド	80,926,151	2.19
	スペイン	51,766,427	1.40
	アイルランド	46,591,688	1.26
	スイス	14,805,756	0.40
	オランダ	12,549,022	0.34
	小計	812,860,117	21.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		228,777,422	6.19
合計（純資産総額）		3,696,456,108	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）米ドルの円貨換算は、便宜上、2019年4月26日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.85円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注3）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定され、基準通貨は円であるが、受益証券は米ドル建てである。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場

合四捨五入して記載している。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資有価証券の主要銘柄

(2019年4月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率	償還日 (年/月/日)	数量 (口数または株数)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
1	CREDIT SUISSE FRN 18SEP25 SER *	スイス	債券	5.75	2025/9/18	1,150,000	163,629,863	153,122,138	4.14
2	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP	フランス	債券	6.5	2167/6/23	1,100,000	153,246,922	147,636,217	3.99
3	UBS GROUP AG FRN PERP EUR	スイス	債券	5.75	2168/2/19	800,000	113,819,416	109,826,405	2.97
4	SOCIETE GENERALE FRN PERP	フランス	債券	6.75	2167/10/7	800,000	110,600,916	106,010,113	2.87
5	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP EMTN	イギリス	ミディアムタームノート	4.75	2168/1/4	700,000	89,018,856	88,733,277	2.40
6	BANCO SANTANDER SA FRN PERP	スペイン	債券	6.75	2167/7/25	600,000	74,574,858	81,417,224	2.20
7	BARCLAYS PLC FRN PERP	イギリス	債券	8	2168/3/15	600,000	86,196,216	80,931,229	2.19
8	UBS AG FRN 12FEB26	スイス	債券	4.75	2026/2/12	600,000	85,228,225	79,955,506	2.16
9	ING GROEP NV FRN PERP	オランダ	債券	6	2167/10/16	640,000	76,525,263	71,843,252	1.94
10	BNP PARIBAS FRN PERP	フランス	債券	6.125	2167/12/17	510,000	74,605,908	70,195,181	1.90
11	ING GROEP NV FRN PERP	オランダ	債券	6.875	2168/4/16	550,000	60,244,298	63,805,368	1.73
12	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP REGS	フランス	債券	6.875	2168/3/23	514,000	56,974,311	59,203,083	1.60
13	UNICREDIT SPA 4.875 20FEB29 EMTN	イタリア	ミディアムタームノート	4.875	2029/2/20	448,000	56,166,956	57,848,383	1.56
14	UNICREDIT SPA 6.95 31OCT22 REGS	イタリア	ミディアムタームノート	6.95	2022/10/31	400,000	59,590,501	57,600,732	1.56
15	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	イギリス	債券	6	2168/3/29	400,000	53,492,128	56,437,131	1.53
16	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FRN PERP	スペイン	債券	8.875	2167/7/14	400,000	49,536,155	55,320,811	1.50
17	CREDIT AGRICOLE SA 2.625 17MAR27	フランス	債券	2.625	2027/3/17	400,000	55,488,175	54,252,767	1.47
18	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	イギリス	債券	5.25	2168/3/16	400,000	55,576,795	53,380,315	1.44
19	BPCE SA FRN 08JUL26	フランス	債券	2.75	2026/7/8	400,000	53,757,042	52,108,714	1.41
20	SOCIETE GENERALE FRN PERP	フランス	債券	9.375	2167/9/4	400,000	61,973,601	51,311,415	1.39

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率	償還日 (年/月/日)	数量 (口数または株数)	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
21	JPMORGAN CHASE AND CO FRN PERP S U	米国	債券	4.2875	2167/10/30	400,000	43,750,743	47,291,089	1.28
22	BNP PARIBAS FRN PERP SERIES REGS	フランス	債券	7.625	2167/9/30	400,000	44,981,976	47,018,590	1.27
23	UBS AG 5.125 15MAY24	スイス	債券	5.125	2024/5/15	400,000	49,029,877	46,805,952	1.27
24	NORDEA BANK AB FRN PERP GMTN	フィンラ ンド	ミディアム タームノート	3.5	2168/3/12	400,000	49,644,192	46,350,931	1.25
25	SOCIETE GENERALE 2.625 27FEB25 EMTN	フランス	ミディアム タームノート	2.625	2025/2/27	300,000	37,747,744	40,045,688	1.08
26	BNP PARIBAS FRN PERP SERIES REGS	フランス	債券	5.125	2167/5/15	400,000	42,196,370	39,989,902	1.08
27	SANTANDER ISSUAN 2.50 18MAR25 EMTN	スペイン	ミディアム タームノート	2.50	2025/3/18	300,000	41,796,234	39,311,469	1.06
28	UNICREDIT SPA FRN 28OCT25 EMTN	イタリア	ミディアム タームノート	5.75	2025/10/28	300,000	42,176,387	39,250,253	1.06
29	BARCLAYS BNK PLC 6.625 30MAR22 REGS	イギリス	債券	6.625	2022/3/30	250,000	40,145,103	36,176,827	0.98
30	HSBC HOLDINGS PLC 3.125 7JUN28 EMTN	イギリス	ミディアム タームノート	3.125	2028/6/7	250,000	30,854,742	35,921,449	0.97

投資不動産物件

該当事項なし(2019年4月末日現在)。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2019年4月末日現在)。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年4月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

米ドルクラス

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2018年5月末日	20,989,816.67	2,347,711	95.92	10,729
6月末日	21,487,649.73	2,403,394	95.33	10,663
7月末日	21,823,899.81	2,441,003	96.75	10,821
8月末日	21,608,447.69	2,416,905	96.54	10,798
9月末日	21,643,516.46	2,420,827	94.66	10,588
10月末日	20,528,358.28	2,296,097	93.74	10,485
11月末日	19,792,678.20	2,213,811	92.40	10,335
12月末日	19,939,924.25	2,230,281	92.10	10,301
2019年1月末日	20,530,200.54	2,296,303	94.83	10,607
2月末日	20,206,591.60	2,260,107	95.84	10,720
3月末日	19,911,629.88	2,227,116	94.14	10,530
4月末日	20,917,773.35	2,339,653	95.53	10,685

< 参考情報 >

■純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

米ドルクラス証券

(2015年9月30日(設定日)～2019年4月末日)



(注) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に再投資したとみなして算出したものです。

【分配の推移】

2019年4月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

米ドルクラス

	1口当たり分配金（米ドル）
2018年9月	2.06（230円）
2019年3月	1.99（223円）

設定来累計（2019年4月末日現在）：16.24米ドル

【収益率の推移】

米ドルクラス

計算期間	収益率（％）（注）
2018年5月1日～2019年4月末日	1.73

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

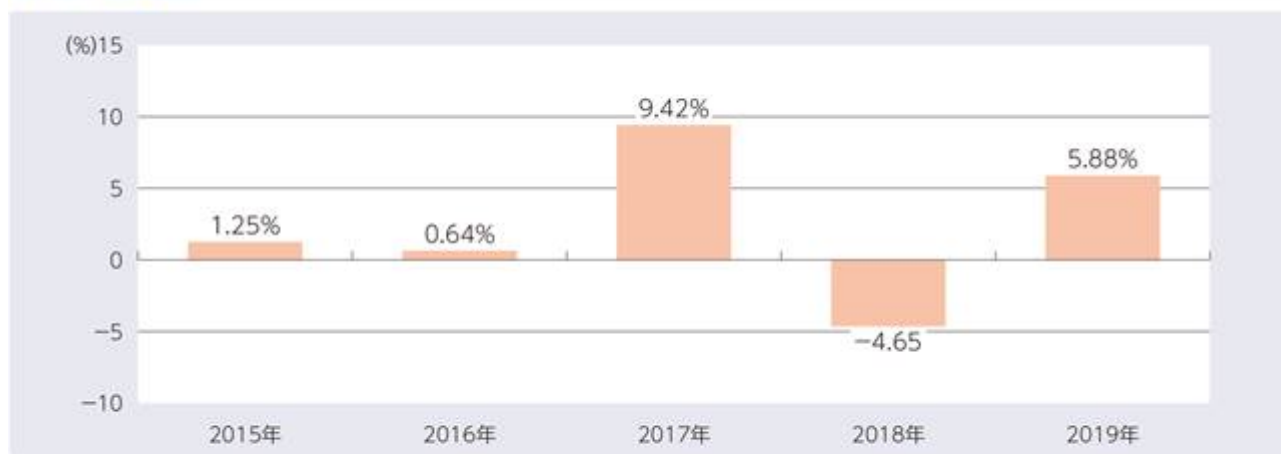
a = 2019年4月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 2018年4月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >

■収益率の推移

米ドルクラス証券



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし2015年については当初発行価格（100米ドル））

（注2）2015年は9月30日（設定日）から12月末日まで、2019年は1月1日から4月末日までの収益率です。

(3)【投資リスク】

< 参考情報 >

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2014年5月～2019年4月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、米ドルクラス証券は2015年9月30日に運用を開始したため、2015年9月29日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格および2016年8月以前の年間騰落率は算出されません。)

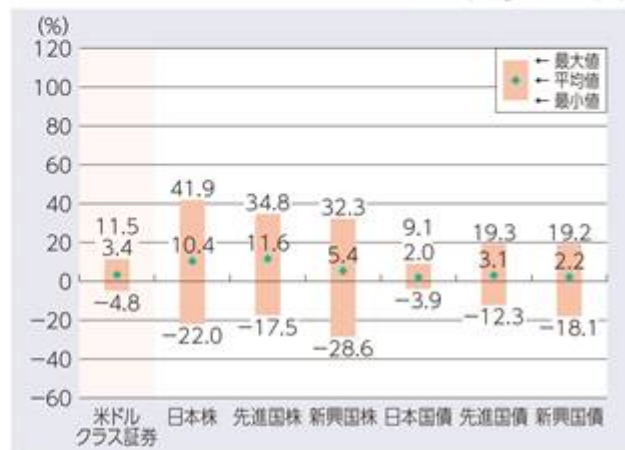
米ドルクラス証券



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

2014年5月から2019年4月の5年間(ただし、米ドルクラス証券については2016年9月～2019年4月)における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2014年5月～2019年4月



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

●ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

●代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)

先進国株……………FTSE先進国株債指数(除く日本、円ベース)

新興国株……………S&P 新興国総合指数

日本国債……………BBGバーレイズE1年超日本国債指数

先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株債指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

2【販売及び買戻しの実績】

2019年4月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2019年4月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
45,616 (45,616)	30,500 (30,500)	218,961 (218,961)

(注) () の内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの中間財務書類は、「中間財務書類の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの中間財務書類は、日本円および米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2019年4月26日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.85円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産及び負債の状況】

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

純資産計算書

2019年3月31日現在

(日本円で表示)

	注	日本円	
資産			
投資有価証券 - 時価評価額 (取得原価: 3,604,523,763円)	1.2	3,443,770,755	
債券に係る未収利息	1.4	54,773,685	
銀行預金		50,849,590	
為替予約契約に係る未実現純評価益	1.7, 11	37,637,637	
設立費(純額)	1.3	1,793,778	
資産合計		3,588,825,445	
負債			
未払印刷および公告費		4,586,372	
未払弁護士報酬		2,318,793	
未払投資運用報酬	5	1,352,317	
未払販売報酬	8	924,775	
未払専門家報酬		787,859	
未払受託報酬	2	415,350	
未払サービス支援会社報酬	7	231,150	
未払代行協会員報酬	9	184,911	
未払管理事務代行報酬	4	126,154	
未払保管報酬	6	104,929	
未払管理報酬	3	68,847	
その他の負債		25,353	
負債合計		11,126,810	
純資産		3,577,698,635	
純資産			
米ドルクラス	米ドル	19,911,629.88	(2,227,116千円)
日本円クラス	日本円		1,372,284,518
発行済受益証券口数			
米ドルクラス			211,511
日本円クラス			155,294.631
1口当たり純資産価格			
米ドルクラス	米ドル	94.14	(10,530円)
日本円クラス	日本円		8,837

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

統計情報

期末現在発行済受益証券口数	米ドルクラス	日本円クラス
2017年9月30日	110,804	146,983.310
2018年9月30日	228,646	155,364.653
受益証券発行	4,500	26,206.974
受益証券買戻し	(21,635)	(26,276.996)
2019年3月31日	211,511	155,294.631

期末現在純資産	米ドルクラス (米ドル)	日本円クラス (日本円)
2017年9月30日	10,994,216.81 (1,229,703千円)	1,424,395,661
2018年9月30日	21,643,516.46 (2,420,827千円)	1,402,111,078
2019年3月31日	19,911,629.88 (2,227,116千円)	1,372,284,518

期末現在1口当たり純資産価格	米ドルクラス (米ドル)	日本円クラス (日本円)
2017年9月30日	99.22 (11,098円)	9,691
2018年9月30日	94.66 (10,588円)	9,025
2019年3月31日	94.14 (10,530円)	8,837

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

財務書類に対する注記

(2019年3月31日現在)

注1 . 重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資ファンドおよびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の純資産価額（かかる評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、その直前の純資産価額が使用される。）で評価される。
- (b) ハイブリッド証券の評価は、該当評価日付のルクセンブルグ時間の午後1時（ルクセンブルグ時間）に行われる。
- (c) （上記のハイブリッド証券を除く）証券取引所において取引される有価証券が、アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券に関しては、関連する評価日における直近の利用可能な終値により、ならびに北米および欧州の市場で取引される有価証券に関しては、関連する評価日の前日における直近の利用可能な終値により評価される。
- (d) 規制ある市場において取引される先物契約が、アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場に関しては、関連する評価日、ならびに北米および欧州の市場に関しては、関連する評価日の前日における取引市場の直近の利用可能な決済価格により評価されるものとし、先渡し契約は、評価日における原通貨の先渡し為替レートにより評価される。
- (e) 証券取引所で取引されていないが、店頭で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ選定した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- (f) ファンドが保有している為替予約契約およびその他の店頭取引商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (g) 短期金融商品および現金預金は、取得原価に経過利息を加えて評価される。
- (h) 評価が行われる日に、特定の資産の評価のために本書において指定された取引所または市場が営業を行っていない場合、かかる資産の評価は、当該取引所または市場が営業していた直前日時点において決定される。

- (i) 時価を特定できない資産および負債を含むすべてのその他の資産および負債は、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- (j) 前述の評価方法は、資産の時価を反映するために妥当であると判断された場合に限り、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量で修正することができる。
- (k) 未実現評価損益の純変動額は、当期における投資有価証券の時価の変動および会計期間中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現損益の戻入れにより構成される。
- (l) 投資有価証券の処分に係る実現純損益は、平均原価法を用いて算出される。

1.3 - 設立費

ファンドの設立費は、完全に償却されている。2015年9月3日付で設定された米ドルクラスの設立費は、米ドルクラス内で5会計年度にわたり定額法で償却される予定である。

1.4 - 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

1.5 - 受取分配金

分配金は、分配宣言された時点で収益として計上される。

1.6 - 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。日本円以外の通貨に係る取引は、取引日の為替レートにより日本円に換算されている。

1.7 - 為替予約契約

為替予約契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

注2．受託報酬

受託会社は、年間15,000米ドルの、四半期ごとに後払いされる、固定額の受託報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

受託会社は、ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

注3．管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.023%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

注4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.042%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注5．投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.45%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

投資運用会社は、投資運用報酬から副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注6．保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.035%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

注7. サービス支援会社報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、米ドルクラスに帰属する純資産の年率0.125%の報酬を米ドルクラスの資産から受領する権利を有する。

サービス支援会社は、米ドルクラスに関連してサービス支援会社に支払われるべきすべての合理的な立替費用を、米ドルクラスの資産から返済を受ける。

注8. 販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、米ドルクラスに帰属する純資産の年率0.50%の報酬を米ドルクラスの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、米ドルクラスに関連して販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、米ドルクラスの資産から返済する。

注9. 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、米ドルクラスに帰属する純資産の年率0.10%の報酬を米ドルクラスの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、米ドルクラスに関連して代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、米ドルクラスの資産から返済する。

注10. 税金

10.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

10.2 - その他の国々

トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11. 為替予約契約

2019年3月31日現在、以下の為替予約契約が未決済であった。

11.1 - 日本円クラスの為替リスクをカバーするための為替予約契約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価 (損)益
					日本円
ユーロ	7,822,000.00	日本円	990,164,335.00	2019年4月24日	17,146,766
英ポンド	214,000.00	日本円	31,546,581.00	2019年4月24日	699,699
日本円	18,739,821.00	ユーロ	148,000.00	2019年4月24日	(329,364)
米ドル	3,233,000.00	日本円	359,127,611.00	2019年4月24日	1,750,106
日本円クラスの為替リスクをカバーするための為替予約契約に係る未実現純評価益合計					19,267,207

11.2 - 米ドルクラスの為替リスクをカバーするための為替予約契約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価 (損)益
					日本円
ユーロ	12,375,000.00	米ドル	14,087,799.00	2019年4月24日	17,919,243
英ポンド	339,000.00	米ドル	449,431.28	2019年4月24日	817,049
日本円	82,775,000.00	米ドル	743,253.77	2019年4月24日	(616,595)
米ドル	390,351.08	日本円	43,229,000.00	2019年4月24日	79,562
米ドル	348,172.62	日本円	38,658,000.00	2019年4月24日	171,171
米ドルクラスの為替リスクをカバーするための為替予約契約に係る未実現純評価益合計					18,370,430

注12. 分配金

2019年3月31日に終了した期間中、日本円クラスによって行われた分配金は以下の通りである。

1口当たり支払分配金	基準日	分配落日	支払日
220円	2019年3月15日	2019年3月18日	2019年3月22日

2019年3月31日に終了した期間中、米ドルクラスによって行われた分配金は以下の通りである。

1口当たり支払分配金	基準日	分配落日	支払日
1.99米ドル	2019年3月15日	2019年3月18日	2019年3月22日

注13. 為替レート

2019年3月31日現在使用されている日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
ユーロ	124.3780
英ポンド	144.2483
米ドル	110.7601

注14. 受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書およびファンドに関連する別紙に記載される取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という。)で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびファンドに関連する別紙に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

注15. 関連会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員および販売会社、サービス支援会社、投資運用会社ならびに副投資運用会社は、ファンドの関係法人とみなされる。

投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドがその資産の一部を投資する有価証券の発行体がピーエヌピー・パリバ企業グループに属しているため、ファンドの関係法人とみなされる。

注16. 後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後の重要な事象はなかった。

(2) 【投資有価証券明細表等】

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券明細表

2019年3月31日現在

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			日本円	日本円	%
200,000	ABN AMRO BANK NV FRN PERP	ユーロ	28,918,658	25,776,087	0.72
100,000	ASR NEDERLAND NV FRN 29SEP45	ユーロ	16,165,941	13,726,351	0.38
50,000	ASSICURAZIONI GENERALI FRN PERP	英ポンド	9,827,179	7,513,895	0.21
200,000	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FRN PERP	ユーロ	25,269,467	24,595,740	0.69
400,000	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FRN PERP	ユーロ	49,536,155	54,677,046	1.53
600,000	BANCO SANTANDER SA FRN PERP	ユーロ	74,574,858	79,136,468	2.21
200,000	BANK OF AMERICA CORP 4.25 22OCT26	米ドル	21,379,616	22,688,533	0.65
200,000	BANK OF AMERICA FRN PERP SER U	米ドル	20,272,046	22,195,430	0.62
200,000	BANK OF IRELAND FRN PERP	ユーロ	30,146,627	26,179,320	0.73
10,000	BANK OF SCOTLAND 9.375 15MAY21	英ポンド	1,911,369	1,669,905	0.06
200,000	BARCLAYS BANK PLC FRN PERP	英ポンド	32,015,659	28,970,834	0.81
200,000	BARCLAYS BANK PLC FRN PERP	ユーロ	27,129,694	25,097,232	0.70
80,000	BARCLAYS BANK PLC FRN PERP	ユーロ	10,835,231	9,039,292	0.25
50,000	BARCLAYS BANK PLC FRN PERP RCI	英ポンド	8,778,701	7,386,019	0.21
250,000	BARCLAYS BANK PLC 6.625 30MAR22 REGS	ユーロ	40,145,103	35,879,930	1.00
600,000	BARCLAYS PLC FRN PERP	ユーロ	86,196,216	80,326,019	2.25
200,000	BELFIUS BANK SA NV FRN PERP	ユーロ	27,073,820	20,031,815	0.56
200,000	BNP PARIBAS 4.375 28SEP25 REGS	米ドル	23,828,081	22,678,787	0.63
100,000	BNP PARIBAS CARDIF FRN PERP	ユーロ	14,631,502	13,192,023	0.37
510,000	BNP PARIBAS FRN PERP	ユーロ	74,605,908	69,241,294	1.94
400,000	BNP PARIBAS FRN PERP SERIES REGS	米ドル	44,981,976	46,519,225	1.30
400,000	BNP PARIBAS FRN PERP SERIES REGS	米ドル	42,196,370	38,971,149	1.09
300,000	BNP PARIBAS FRN PERP SERIES REGS	米ドル	34,258,491	33,932,452	0.95
200,000	BNP PARIBAS FRN PERP USD REGS	米ドル	22,305,009	22,161,094	0.62
400,000	BPCE SA FRN 08JUL26	ユーロ	53,757,042	51,851,676	1.44
300,000	BPCE SA FRN PERP	米ドル	47,877,541	34,650,509	0.97
100,000	BPCE SA FRN PERP	ユーロ	14,373,504	13,167,271	0.38
200,000	CAIXABANK SA FRN PERP	ユーロ	26,375,030	21,766,142	0.61
100,000	CITIGROUP INC 4.6 09MAR26	米ドル	11,457,677	11,550,612	0.32
300,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER M	米ドル	32,748,208	33,539,364	0.94
200,000	COOPERATIVE RABOBANK UA FRN PERP	ユーロ	24,722,306	27,089,518	0.76
100,000	CREDIT AGRICOLE ASSUR FRN 27SEP48	ユーロ	11,291,430	13,785,928	0.39
100,000	CREDIT AGRICOLE ASSUR FRN 29JAN48	ユーロ	12,824,255	11,622,249	0.32
200,000	CREDIT AGRICOLE FRN PERP SER REGS	米ドル	22,450,596	22,329,449	0.62
400,000	CREDIT AGRICOLE SA 2.625 17MAR27	ユーロ	55,488,175	53,286,003	1.49
1,100,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP	ユーロ	153,246,922	146,394,220	4.09
100,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP	ユーロ	15,221,942	12,953,466	0.36
514,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP REGS	米ドル	56,974,311	57,654,260	1.61
1,150,000	CREDIT SUISSE FRN 18SEP25 SER	ユーロ	163,629,863	153,424,684	4.29
200,000	CREDIT SUISSE GROUP FRN PERP 144A	米ドル	24,736,304	23,432,620	0.65
150,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN PERP SER L	米ドル	16,201,289	16,630,290	0.46
200,000	GOLDMAN SACHS GROUP INC 4.75 12OCT21	ユーロ	29,493,824	27,367,130	0.76

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券明細表

2019年3月31日現在(続き)

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 (続き)					
A. 債券(続き)			日本円	日本円	%
400,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	ユーロ	53,492,128	55,455,652	1.55
400,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	ユーロ	55,576,795	52,606,402	1.47
200,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	米ドル	23,803,721	22,292,012	0.62
300,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP USD	米ドル	34,096,457	32,629,914	0.91
200,000	ING BANK NV 5.8 25SEP23 REGS	米ドル	26,987,518	23,890,280	0.67
100,000	ING GROEP NV 2.125 10JAN26	ユーロ	12,345,729	13,177,346	0.37
640,000	ING GROEP NV FRN PERP	米ドル	76,525,263	70,685,830	1.98
550,000	ING GROEP NV FRN PERP	米ドル	60,244,298	62,913,099	1.76
200,000	INTESA SANPAOLO FRN PERP	ユーロ	29,020,179	25,868,127	0.72
200,000	INTESA SANPAOLO FRN PERP	ユーロ	24,826,956	24,365,392	0.68
7,000	JPMORGAN CHASE & CO FRN PERP	米ドル	855,555	778,522	0.03
400,000	JPMORGAN CHASE & CO FRN PERP S U	米ドル	43,750,743	46,374,351	1.30
200,000	KBC GROUP NV FRN PERP	ユーロ	25,171,765	24,904,197	0.70
200,000	KBC GROUP NV FRN PERP	ユーロ	26,540,123	22,730,071	0.64
220,000	MORGAN STANLEY FRN PERP SER H	米ドル	23,751,083	24,413,754	0.68
100,000	MUNICH RE FRN 26MAY49	ユーロ	12,705,856	13,642,893	0.38
100,000	MUNICH RUECKVERSICHRG FRN 26MAY42	ユーロ	16,634,099	14,599,484	0.41
200,000	NORDEA BANK AB FRN PERP REGS	米ドル	22,328,035	21,650,490	0.61
200,000	RAFFEISEN BANK INTL FRN PERP	ユーロ	25,521,988	25,142,008	0.70
200,000	RAFFEISEN BANK INTL FRN PERP	ユーロ	27,104,935	21,020,869	0.59
100,000	SCOR SE FRN 08JUN46	ユーロ	14,584,538	13,156,824	0.37
100,000	SOCIETE GENERALE FRN 23FEB28	ユーロ	12,325,484	12,213,915	0.34
800,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP	ユーロ	110,600,916	104,630,715	2.92
400,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP	ユーロ	61,973,601	51,642,224	1.44
200,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP	米ドル	22,603,818	21,998,720	0.61
200,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP REGS	米ドル	22,061,755	21,934,479	0.61
400,000	UBS AG 5.125 15MAY24	米ドル	49,029,877	45,253,016	1.26
600,000	UBS AG FRN 12FEB26	ユーロ	85,228,225	79,489,453	2.22
200,000	UBS GROUP AG FRN PERP	米ドル	20,212,022	23,028,124	0.64
800,000	UBS GROUP AG FRN PERP EUR	ユーロ	113,819,416	108,480,462	3.03
300,000	UBS GROUP AG FRN PERP SER	米ドル	34,072,524	34,059,051	0.95
200,000	UBS GROUP FUNDING FRN PERP	米ドル	21,525,276	19,309,466	0.54
250,000	UNICREDIT SPA FRN PERP	ユーロ	38,137,038	33,384,908	0.93
100,000	WELLS FARGO AND CO FRN PERP SER S	米ドル	11,186,270	11,353,238	0.32
債券合計			2,778,497,882	2,643,156,619	73.89
B. ミディアムタームノート			日本円	日本円	%
100,000	AIB GROUP PLC 1.5 29MAR23 EMTN	ユーロ	13,045,722	12,533,815	0.35
100,000	ALLIED IRISH BK 4.125 26NOV25 EMTN	ユーロ	13,146,110	12,948,864	0.36
100,000	AQUARIUS+ INVES PLC FRN 02OCT43 EMTN	ユーロ	15,791,144	14,003,962	0.39
100,000	ASSIC GENERALI FRN 08JUN48 EMTN	ユーロ	15,151,939	13,094,013	0.37
100,000	ASSIC GENERALI FRN 27OCT47 EMTN	ユーロ	13,581,382	13,592,271	0.38
100,000	AXA SA FRN 06JUL47 EMTN	ユーロ	14,383,710	13,217,894	0.37

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券明細表

2019年3月31日現在(続き)

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 (続き)					
B. ミディアムタームノート(続き)			日本円	日本円	%
100,000	AXA SA FRN PERP EMTN	ユーロ	14,710,437	13,371,500	0.37
100,000	AXA SA FRN PERP EUR EMTN	ユーロ	14,277,353	13,277,346	0.37
100,000	BANCO SANTANDER 2.125 08FEB28 EMTN	ユーロ	13,552,974	12,215,283	0.34
50,000	BANK OF IRELAND 10 12FEB20 EMTN	ユーロ	8,502,342	6,728,287	0.19
200,000	BANQUE FED CRED M 2.50 25MAY28 EMTN	ユーロ	26,077,444	26,191,012	0.73
100,000	BANQUE FED CRED MUT 3 21MAY24 EMTN	ユーロ	14,824,334	13,532,694	0.38
100,000	BARCLAYS PLC FRN 07FEB23 EMTN	ユーロ	13,488,242	11,917,646	0.33
100,000	BNP PARIBAS 1.125 11JUN26 EMTN	ユーロ	12,423,291	12,322,621	0.34
100,000	BNP PARIBAS 5.75 24JAN22 EMTN	英ポンド	15,651,091	15,889,386	0.44
100,000	BNP PARIBAS FRN 23JAN27 EMTN	ユーロ	12,307,848	12,994,386	0.36
100,000	BPCE SA 2.875 22APR26 EMTN	ユーロ	11,969,741	13,623,241	0.38
100,000	CREDIT AGRICOLE 2 25MAR29 EMTN	ユーロ	12,529,739	12,430,332	0.35
200,000	HSBC HOLDINGS PLC 3 30JUN25 EMTN	ユーロ	27,606,140	27,553,199	0.77
250,000	HSBC HOLDINGS PLC 3.125 7JUN28 EMTN	ユーロ	30,854,742	35,379,309	0.99
700,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP EMTN	ユーロ	89,018,856	85,214,446	2.38
100,000	ING GROEP NV FRN 22MAR25	ユーロ	13,078,870	12,347,123	0.35
50,000	LLOYDS BANK PLC 6.5 24MAR20 EMTN	ユーロ	8,167,384	6,584,817	0.19
100,000	NATWEST MARKETS 1.125 14JUN23 EMTN	ユーロ	12,796,994	12,425,108	0.35
100,000	NATWEST MKTS PLC 0.625 02MAR22 EMTN	ユーロ	12,734,865	12,336,924	0.34
100,000	NORDEA BANK AB FRN EMTN 10NOV25	ユーロ	13,153,659	12,674,237	0.35
200,000	NORDEA BANK AB FRN PERP GMTN	米ドル	22,060,587	21,654,478	0.61
400,000	NORDEA BANK AB FRN PERP GMTN	ユーロ	49,644,192	45,146,710	1.26
300,000	SANTANDER ISSUAN 2.50 18MAR25 EMTN	ユーロ	41,796,234	38,711,892	1.08
100,000	SOCIETE GENERALE 2.125 27SEP28 EMTN	ユーロ	13,195,673	13,019,013	0.36
300,000	SOCIETE GENERALE 2.625 27FEB25 EMTN	ユーロ	37,747,744	39,661,890	1.11
100,000	UBS AG JERSEY FRN 19NOV24 EMTN	英ポンド	14,760,819	14,862,482	0.42
200,000	UNICREDIT SPA 2 04MAR23 EMTN	ユーロ	26,060,435	25,738,027	0.72
448,000	UNICREDIT SPA 4.875 20FEB29 EMTN	ユーロ	56,166,956	56,939,949	1.59
400,000	UNICREDIT SPA 6.95 31OCT22 REGS	ユーロ	59,590,501	57,274,058	1.60
300,000	UNICREDIT SPA FRN 28OCT25 EMTN	ユーロ	42,176,387	39,205,921	1.10
ミディアムタームノート合計			826,025,881	800,614,136	22.37
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			3,604,523,763	3,443,770,755	96.26
投資有価証券合計			3,604,523,763	3,443,770,755	96.26

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券の分類

2019年3月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
フランス		
	その他の金融仲介機関	27.86
	持株会社の事業	1.11
	損害保険	0.72
	生命保険	0.38
	再保険	0.38
		30.45
イギリス		
	持株会社の事業	12.78
	その他の金融仲介機関	1.71
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	0.68
		15.17
スイス		
	その他の金融仲介機関	8.19
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	5.16
	持株会社の事業	0.66
		14.01
イタリア		
	その他の金融仲介機関	7.34
	生命保険	0.96
		8.30
オランダ		
	持株会社の事業	4.84
	その他の金融仲介機関	2.14
		6.98
スペイン		
	その他の金融仲介機関	6.46
		6.46
アメリカ合衆国		
	持株会社の事業	6.06
		6.06

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

投資有価証券の分類

2019年3月31日現在(続き)

投資有価証券の国別および業種別分類(続き)

国名	業種	比率(%)*
フィンランド		
	その他の金融仲介機関	2.83
		2.83
アイルランド		
	その他の金融仲介機関	1.28
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業(他に分類されないもの)	0.39
	持株会社の事業	0.35
		2.02
ベルギー		
	持株会社の事業	1.34
	その他の金融仲介機関	0.55
		1.89
オーストリア		
	その他の金融仲介機関	1.29
		1.29
ドイツ		
	持株会社の事業	0.80
		0.80
投資有価証券合計		96.26

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

管理会社の資本金は、2019年4月末日現在、5,446,220ユーロ（約6億7,740万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,488円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年4月26日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.38円）による。以下同じ。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2014年4月末日	5,446,220ユーロ
2015年4月末日	5,446,220ユーロ
2016年4月末日	5,446,220ユーロ
2017年4月末日	5,446,220ユーロ
2018年4月末日	5,446,220ユーロ
2019年4月末日	5,446,220ユーロ

(2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、ポートフォリオの運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法（随時改正される。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に基づき、トラストに関し、オルタナティブ投資運用者（以下「AIFM」という。）として業務を提供する。管理会社は、トラストの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、トラストのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（随時改正される投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（以下「2010年法」という。）第125 - 2条に規定された）投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、トラストおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故

意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

トラストに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、トラストの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2019年4月末日現在、10本の投資信託を管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨別運用金額の合計額である。

分類		内訳
A分類	通貨別運用金額	米ドル： 3,412,804,723米ドル ユーロ建： 7,423,766ユーロ 日本円建： 1,165,820,873,455円 豪ドル建： 2,138,306,254豪ドル ニュージーランド・ドル建： 697,428,698ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建： 62,210,758カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

(3) 【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実は生じていない。

5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2019年4月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.38円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2018年9月30日現在
(単位：ユーロ)

	2018年9月30日		2018年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	2,481	309	7,133	887
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	7,745,428	963,376	8,148,808	1,013,549
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	173,407	21,568	173,576	21,589
現金および預金	8,096,563	1,007,051	9,424,303	1,172,195
手許現金	3	0	3	0
前払金	20,908	2,601	60,731	7,554
	<u>16,036,310</u>	<u>1,994,596</u>	<u>17,807,421</u>	<u>2,214,887</u>
資産合計	<u>16,038,790</u>	<u>1,994,905</u>	<u>17,814,554</u>	<u>2,215,774</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	677,401	5,446,220	677,401
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	214,772	26,713	127,699	15,883
その他の積立金	1,445,530	179,795	2,291,131	284,971
	<u>1,660,302</u>	<u>206,508</u>	<u>2,418,830</u>	<u>300,854</u>
- 当期損益	817,165	101,639	1,741,473	216,604
	<u>7,923,687</u>	<u>985,548</u>	<u>9,606,522</u>	<u>1,194,859</u>
引当金				
- 納税引当金	1,048,250	130,381	822,153	102,259
- その他の引当金	102,336	12,729	102,456	12,743
	<u>1,150,586</u>	<u>143,110</u>	<u>924,609</u>	<u>115,003</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	152,772	19,002	90,154	11,213
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	6,811,745	847,245	7,193,269	894,699
	<u>6,964,517</u>	<u>866,247</u>	<u>7,283,423</u>	<u>905,912</u>
負債合計	<u>16,038,790</u>	<u>1,994,905</u>	<u>17,814,554</u>	<u>2,215,774</u>

(2) 【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書
2018年4月1日から2018年9月30日までの期間
(単位：ユーロ)

	2018年9月30日		2018年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	13,972,646	1,737,918	25,500,232	3,171,719
人件費	700,956	87,185	873,838	108,688
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	121,659	15,132	215,246	26,772
その他の利息および類似財務費用	(21,133)	(2,629)	2,983	371
	14,774,128	1,837,606	26,592,299	3,307,550
法人所得税	286,463	35,630	610,590	75,945
	15,060,591	1,873,236	27,202,890	3,383,495
当期利益	817,165	101,639	1,741,473	216,604
費用合計	15,877,756	1,974,875	28,944,362	3,600,100
収益				
純売上高	15,897,263	1,977,302	28,868,642	3,590,682
その他の営業収益	19,043	2,369	75,720	9,418
その他の利息および類似財務収益	(38,551)	(4,795)	0	0
	15,877,756	1,974,875	28,944,362	3,600,100
当期損失	0	0	0	0
収益合計	15,877,756	1,974,875	28,944,362	3,600,100

6【その他】

2019年3月29日提出済みの募集事項等記載書面および有価証券報告書の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）下線の部分は訂正部分を示す。

証券情報

（5）申込手数料

<訂正前>

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1万口未満	3.24%（税抜3.0%）
1万口以上5万口未満	1.62%（税抜1.5%）
5万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.5%）

（注1）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

<訂正後>

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1万口未満	3.24%（税抜3.0%）
1万口以上5万口未満	1.62%（税抜1.5%）
5万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.5%）

（注1）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。消費税率は、2019年10月1日より10%に引き上げられる見込みである。引き上げ後の税率による場合、税込の申込手数料は、それぞれ、3.30%（1万口未満）、1.65%（1万口以上5万口未満）、0.825%（5万口以上10万口未満）および0.55%（10万口以上）となる。
なお、引き上げ後の税率は、買付約定日が2019年10月1日以降となる取引から適用されることから、2019年9月30日以降の申込みから引き上げ後の税率となる。

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

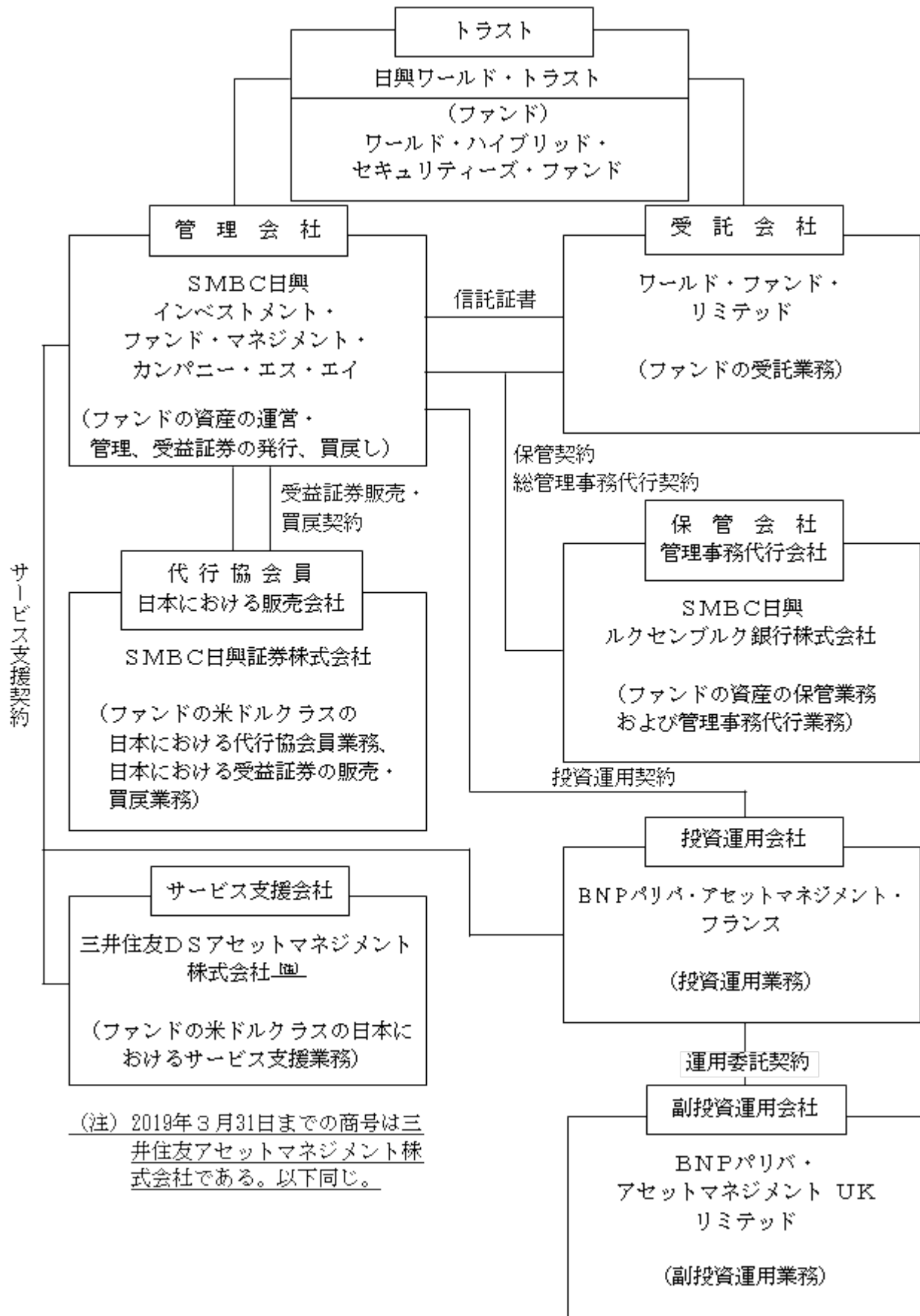
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

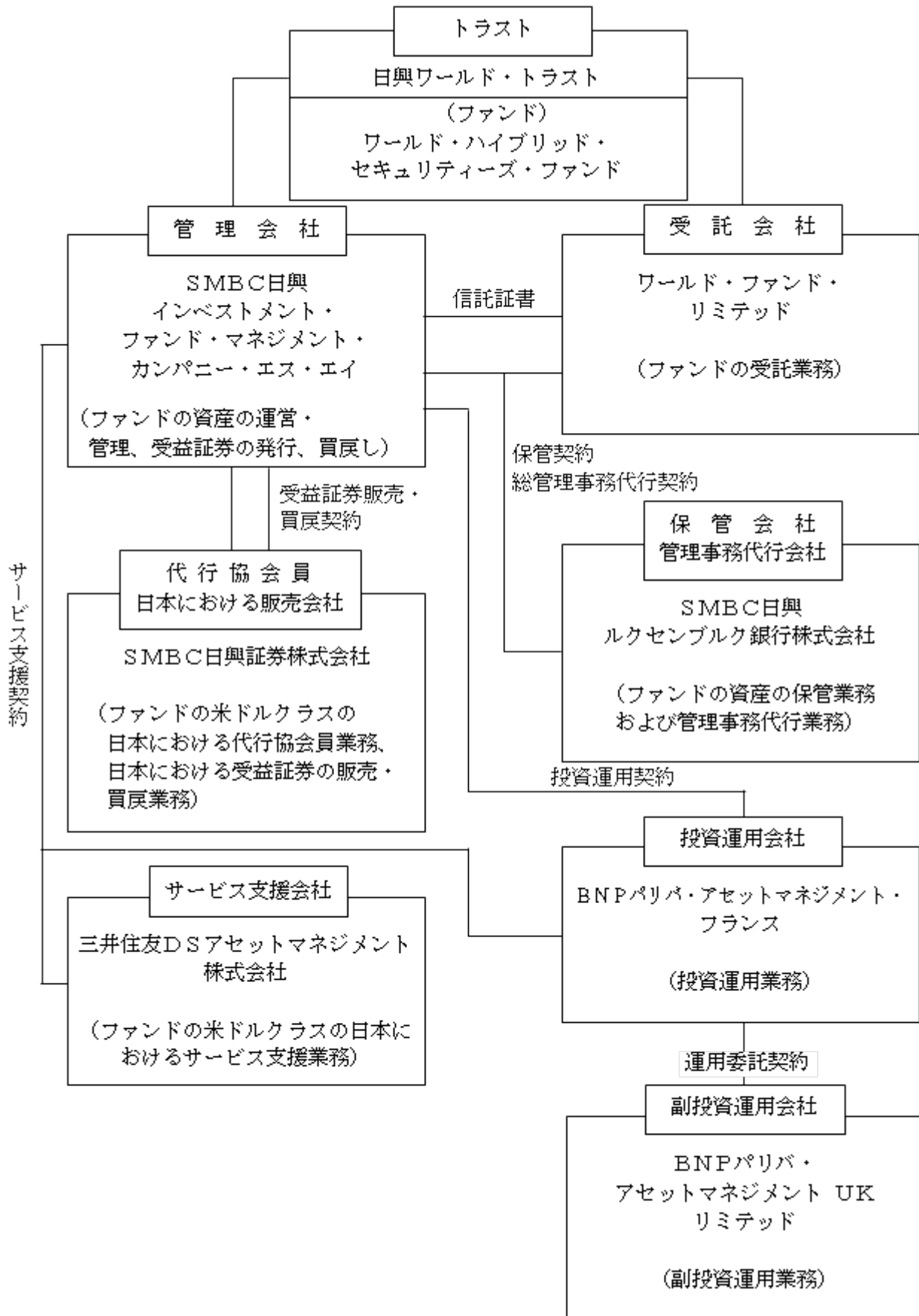
ファンドの仕組み

<訂正前>



(注) 2019年3月31日までの商号は三井住友アセットマネジメント株式会社である。以下同じ。

<訂正後>



管理会社の概要

（ ）株式資本の額

< 訂正前 >

管理会社の資本金は、2019年1月末日現在、5,446,220ユーロ（約6億8,159万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,503円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年1月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝125.15円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

< 訂正後 >

管理会社の資本金は、2019年4月末日現在、5,446,220ユーロ（約6億7,740万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,488円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年4月26日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.38円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（4）ファンドに係る法制度の概要

準拠法の内容

< 訂正前 >

（前 略）

（八）ミューチュアル・ファンド規則

（中 略）

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律（2019年改正）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

（後 略）

< 訂正後 >

（前 略）

（八）ミューチュアル・ファンド規則

（中 略）

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律（2019年改正）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

（後 略）

（6）監督官庁の概要

< 訂正前 >

（前 略）

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局または政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、CIMAによって、CIMA自らまたは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2017年改正）もしくは貯蓄収入情報報告（EU）法（2014年

改正）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

< 訂正後 >

（前 略）

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局または政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、C I M Aによって、C I M A自らまたは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2017年改正）（以下「税務情報庁法」という。）もしくは貯蓄収入情報報告（E U）法（2014年改正）（以下「貯蓄収入情報報告（E U）法」という。）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2 投資方針

（3）運用体制

< 訂正前 >

（前 略）

（注）上記は2019年1月末日現在の記載であり、随時変更される可能性がある。

< 訂正後 >

（前 略）

（注）上記は2019年4月末日現在の記載であり、随時変更される可能性がある。

3 投資リスク

（2）リスクに関する管理体制

< 訂正前 >

（前 略）

（注）上記は2019年1月末日現在の記載であり、随時変更される可能性がある。

< 訂正後 >

（前 略）

（注）上記は2019年4月末日現在の記載であり、随時変更される可能性がある。

4 手数料等及び税金

（1）申込手数料

日本国内における申込手数料

< 訂正前 >

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1万口未満	3.24%（税抜3.0%）
1万口以上5万口未満	1.62%（税抜1.5%）
5万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.5%）

（注1）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(注3) 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

<訂正後>

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1万口未満	3.24% (税抜3.0%)
1万口以上5万口未満	1.62% (税抜1.5%)
5万口以上10万口未満	0.81% (税抜0.75%)
10万口以上	0.54% (税抜0.5%)

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。消費税率は、2019年10月1日より10%に引き上げられる見込みである。引き上げ後の税率による場合、税込の申込手数料は、それぞれ、3.30% (1万口未満)、1.65% (1万口以上5万口未満)、0.825% (5万口以上10万口未満) および0.55% (10万口以上) となる。なお、引き上げ後の税率は、買付約定日が2019年10月1日以降となる取引から適用されることから、2019年9月30日以降の申込みから引き上げ後の税率となる。

(注3) 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前 略)

(A) 日本

2019年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

(A) 日本

2019年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後 略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 海外における販売

募集

<訂正前>

(前 略)

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

<訂正後>

(前 略)

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則

を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

識別されたまたは識別され得る自然人（データ主体）に関するすべての情報は（疑義を避けるために付言するならば、販売会社の代表者または正式な署名者に関する情報、申込書または受益者登録簿に記載された情報、管理会社との取引および／または受託会社とのトラストへの投資経路による取引を通じて追加的に収集された情報を含む。）、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する、および95 / 46 / E C指令を廃止する2016年4月27日付E U規則2016 / 679（E U一般データ保護規則）に従ってデータ管理者として行為する管理会社によって、および／またはケイマン諸島の2017年データ保護法（2019年9月30日に効力発生予定）に従ってデータ管理者として行為する受託会社によって、ならびに個人データの保護に関して適用される法令または規制に従って、個人データとして処理される。管理会社および／または受託会社によるトラストに関する個人データの処理についての情報は、管理会社および／または受託会社宛に請求することにより入手可能である。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則

<訂正前>

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法律または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元および実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、関係各社は、随時改正されるマネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2019年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「F R A」という。）に対して、または、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

<訂正後>

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法律または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社および／またはファンドが当該手続のために依拠し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者（以下「AML担当者」という。）は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元および実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、またはファンドに代わるAML担当者を含む関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

CIMAは、ファンドによる随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則の規定の違反に関してファンドに対して、また、違反に同意したか、もしくは、違反を黙認したファンドの取締役もしくは役員または違反が起因すると証明された、懈怠を行った者に対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

ルクセンブルグのマネー・ロンダリング防止規則

ルクセンブルグに所在する管理会社および管理事務代行会社は、常にルクセンブルグのマネー・ロンダリング／テロ資金供与防止（AML／CFT）法令を遵守しなければならない。上記のプロセスおよびルクセンブルグの法律に基づき適用されるその他のプロセスに加え、ルクセンブルグのAML／CFT適用法令に基づき、当局への報告義務が適用される。

マネー・ロンダリング防止責任者

投資者は、管理会社(SNIF@smbcnikko-ifmc.com)に連絡を取ることににより、ファンドの現在のマネー・ロンダリング防止コンプライアンス責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細(連絡先を含む。)を取得することができる。

制裁

ファンドの受益証券は販売会社および/または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、販売会社および/または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込人および受益者が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、自身の実質所有者、管理者または授權された者(以下、本項において「関係者」という。)(もしあれば)が()米国財務省海外資産管理局(以下「OFAC」という。)によって維持されている、またはEUおよび/または英国の規則(後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため)に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名(名称)が掲載されていないこと、()国際連合、OFAC、EUおよび/または英国によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または()国際連合、OFAC、EUまたは英国によって課せられた制裁(英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。)の対象(以下「制裁対象」と総称する。)でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込人または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込人に通知することなく、申込人が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込人との追加の取引および/または申込人のファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある(以下「制裁対象者事象」という。)。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者(もしあれば)または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および/または損失(直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。)に対する責任を一切負わないものとする。

（２）日本における販売

<訂正前>

（前 略）

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1万口未満	3.24%（税抜3.0%）
1万口以上5万口未満	1.62%（税抜1.5%）
5万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.5%）

（注１）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料率
1万口未満	3.24%（税抜3.0%）
1万口以上5万口未満	1.62%（税抜1.5%）
5万口以上10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.5%）

（注１）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。消費税率は、2019年10月1日より10%に引き上げられる見込みである。引上げ後の税率による場合、税込の申込手数料は、それぞれ、3.30%（1万口未満）、1.65%（1万口以上5万口未満）、0.825%（5万口以上10万口未満）および0.55%（10万口以上）となる。なお、引上げ後の税率は、買付約定日が2019年10月1日以降となる取引から適用されることから、2019年9月30日以降の申込みから引上げ後の税率となる。

（後 略）

第二部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

（２）会社の機構

<訂正前>

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかなを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または複数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により召集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

（中 略）

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合のみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができる、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

管理会社の日常的な管理ならびに当該管理に関連して管理会社を代表する行為は、単独または共同で行う1名または複数の取締役、役員、マネジャーまたはその他の代理人、従業員に委任することができる。これらの指名、取消および権限は、取締役会の決議により決定されるものとする。管理会社はまた、真正な委任状または私的文書による委任状により、特別な権限を付与することができる。

<訂正後>

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により召集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

（中略）

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合のみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができる、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。